



2016.1

消費者相談室ニュース

電力小売自由化はよく理解して契約を！

2016年4月1日より、電力の小売全面自由化が始まります。これまで、電力の契約は地域ごとの事業者との契約でしたが、自由化により複数の様々な業種や業態の事業者の中から消費者が契約先を選択することができるようになります。様々な勧誘がされていますが、契約はよく理解してからにしましょう。

●正確な情報を収集しましょう！

「料金が必ず安くなる」といった勧誘トークに気をつけましょう。どのような条件で安くなるのか、電力以外の商品やサービス契約とのセット料金や値引きになっていないか、契約期間が長期なものになっていないか、解約時に違約金が発生しないかなど、契約内容をよく確認しましょう。

小売電気事業者は登録制です。登録されている事業者か確認し、自分の居住地域がその事業者の供給地域になっているかも確認しましょう。

電力の小売自由化の制度や小売電気事業者が登録しているか等についての問い合わせは経済産業省の専用ダイヤル(0570-028-555)に、小売契約の締結に当たってのトラブルについての問い合わせは同省の電力取引監視等委員会の相談窓口(03-3501-5725)に相談できます。

●便乗商法にも気をつけて！

電力の小売自由化に便乗して、太陽光発電システム、プロパンガス、蓄電池などの勧誘もされることがあります。必要がない場合は、断りましょう。

消費者相談室では、来室・電話・FAX・メールにて相談を受け付けています。消費生活についてわからないこと、困ったことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。相談料は無料です。

主婦連合会 消費者相談室

火・木 10:00～16:00
千代田区六番町 15 番地 主婦会館プラザエフ 3F
TEL 03-3265-8135 FAX 03-3221-7864
URL <http://www.shufuren.net/wordpress/cc/>

